

## 環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討部会（第2回）会議録

- 1 日時：平成24年3月22日（木）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館7F「亀の間」
- 3 議題：
  - (1) 早期における環境配慮について
  - (2) 事後監視調査について
  - (3) 電子縦覧について
  - (4) 方法書段階での説明会の開催について
  - (5) 要約書について
  - (6) その他事項について
- 4 出席委員：山下委員（部会長）、小谷委員、西村委員、花田委員、山口委員（会長）、  
山中委員（副会長）
- 5 兵庫県：環境管理局長  
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名  
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 配付資料
  - 資料1 第1回部会での主な意見
  - 資料2 法対象事業に係る県条例による上乘せの可能性
  - 資料3 早期における環境配慮について
  - 資料4 事後監視調査について
  - 資料5 環境影響評価図書と著作権法との関係
  - 資料6 電子縦覧について
  - 資料7 方法書段階における説明会の開催について
  - 資料8 要約書について
  - 資料9 その他事項について参考資料1 法対象事業等における早期段階の環境配慮の取組について（環境省資料）  
参考資料2 条例対象事業と法対象事業との比較
- 7 議事概要
  - (事務局が資料1により前回意見について説明)
  - (事務局が資料2～3により早期における環境配慮について説明)
  - (委員) 改正法の内容からしても、SEAガイドラインのような制度までは求めない前提で議論していけばよいと思う。
  - (委員) 大阪府と神戸市はこのままでいくつもりか、配慮書を作ろうとしているのか。
  - (事務局) 神戸市は法と同じような手続きを検討していると聞いている。大阪府は指針を改正したばかりだからまだ検討しているところと聞いている。
  - (委員) 神戸市や大阪府のような方法書への事前配慮の記載と、法の配慮書を比べたら、法には配慮書を作って意見を求める手続きがある。それは大事なところではないか。検討の方向性

は、法に準拠した仕組みとしていいのではないかと思います。

(委員) そのときに民間を対象にするかも検討するべきだ。

(委員) 対象事業の種類や規模をどうするかも論点である。

(委員) たまたま昨日、神戸市の委員会でも審議した。資料が似ているが、市民参画のあり方、法と条例の事後調査制度、計画変更事業、中断事業の取扱、計画段階の環境配慮手続きをどうするか。そのあたりを変える方向性を神戸市も検討している。

(委員) 私も大阪府のSEAを当時議論した。案件が無いということであったが、事前配慮があるということで技術指針に入れようとなった。

(委員) 神戸市は、要綱から条例化したとき、できるだけ早い段階で環境配慮について、どういう形で組み込めるかと考えた上で実施計画書に記載するとなった。ただ、SEAの議論がこれだけ進んできた中で、神戸市も検討しているところである。

案件数も考慮して、事前配慮方式では十分でないと思う。意見を聴く制度を決めるべきだと思う。それなら法の配慮書手続に準ずるのがいいのではないか。また、配慮書作成の対象事業はどうか。意見聴取は努力義務か、義務か。事業者にとって負担になるのは確かだが。

(委員) 法律の上乗せができないという部分を、もう少し詳しく説明してほしい。

(事務局) 方法書から評価書までの間で、事業者の手続の進行を遅らせるような義務付けはできないと環境省から聞いている。

(委員) 何か文書は出ているのか。

(事務局) 通知文書で第二種事業に対するSEAの上乗せなどが示された。

(委員) 第二種事業への上乗せ以外ができないのは、事業者にとって、事業着手が遅れるのと、かなり厳しい負担になるからという実質的な配慮があるのかと思う。

(委員) 手続法だから、手続きを過剰に課すのはだめだという感じか。

(委員) 第二種事業について、条例と法の対象事業は、例えば80haのダムだったらどうなるか。

(事務局) 第二種事業であるので、法手続きを実施するとなればそのまま進めていくが、法で実施しないという場合、条例では特別地域である場合のみ対象になる。特別地域以外では規模要件が100haになるので、今のままでは条例の配慮書手続きができないという事業種がいくつかある。

(委員) 80haで特別地域以外の場合でも、配慮書手続きをやらせるのか。

(事務局) 規模要件を変える必要があるかも含めて審議いただきたい。

(委員) 規模要件を変える、変えないという両方の選択肢がある。

(委員) もし変えたとしても、問題は残るのではないか。

(委員) 今日の段階ではこういうことでどうか。条例アセスでも法に準拠したような配慮書の作成の制度を組込む。その上で対象事業に民間を含むかも合わせて、条例で対象となっている事業の種類全てを対象とするか、しないか。また、条例対象規模要件もこのままでいいのか。そこについては、次回までに事務局でたたき台を作成し、議論することとする。

(委員) 意見聴取は、法律のように努力義務にするとどうなるのか。県が事業者に指導をすれば実施するのか。

(事務局) 法の第二種事業のスクリーニングの場合は、ほとんどの事業者が実施している。

(委員) 努力義務として、実施するよう県で指導するか。義務とするか。両方の意見があったということで今日は止めておこう。

(事務局が資料4により事後監視調査について説明)

(委員) 事後調査の実施時期、頻度、審査会の関与を含めて検討するということか。

(委員) 事業者は公表すれば負担が増えるなど困るのか。

(事務局) 現在事業者が実施しているものを公表するだけなので、新たな負担が発生することはないと思う。

(委員) 審査会に諮ることも公表と同じ意味だろう。

(事務局) はい。インターネット公表という方法もある。

(委員) 永久に公表するということか。

(事務局) インターネット公表については、環境省の手引きも出たところである。

(委員) 公表の期間もどういう風に考えるか。一番長く事後監視調査をした事例は。

(事務局) 10年以上やっているものもある。

(委員) こういうことでどうか。事後監視については、これまで県がやってきたことに、公表するというを新たに追加する。当然、法対象事業についても同じように事後監視調査を実施する。その上で、調査の実施時期、報告頻度、公表の期間を次回詰めることとする。

(事務局が資料5～6により電子縦覧について説明)

(委員) 図書の部分的な許諾、公表というのは可能か。

(事務局) 事業者に義務付けるのは図書全体となると思う。県が許諾を得て公表する分には、事業者の許諾が得られない部分があるかもしれない。

(委員) 配慮書のインターネット公表は義務化されていないのか。

(事務局) 配慮書についてはインターネット公表が規定されていない。

(委員) むしろ住民は早期の情報を知りたいはずだが、義務になっていないのはなぜか。

(事務局) 環境省に確認したところ、配慮書の意見聴取が努力義務となっているためとのことであった。

(委員) 紙媒体は義務ですね。

(事務局) はい。

(委員) 配慮書のインターネット公表は条例で上乘せはできないのか。

(事務局) 第一種事業についてはできない。

(委員) 事業者への配慮か。

(委員) 計画の熟度により、事業者が対応できない部分もあるからか。そこでも本来の戦略アセスまではいっていない。

(委員) 義務化はだめだが、努力義務なら構わないと思う。努力義務を求めるかは検討の余地がある。

(委員) 戦略アセスに踏み込むなら、早めに住民に知らせるのは重要であるため、積極的に努めさせるのがいいと思う。

- (委員) 事業者のホームページで公表しても、県のホームページにリンクを張るなどしないと、どこに載っているか解らず困るのではないか。
- (事務局) 「兵庫の環境」のホームページにリンクを貼ることはできる。
- (委員) 事業者がホームページを持ってない場合は。
- (事務局) 環境省からも、そのような場合は自治体が協力してほしいと言われている。
- (委員) 紙媒体の縦覧主体は県、インターネットは事業者という相違が気になる。県として、紙媒体は従来通り県がやるということか。
- (事務局) 要綱から条例化する際に、実施主体が事業者から県に変わった。
- (委員) 住民にとっては県の方がアクセスしやすいだろう。
- (委員) 従来、縦覧期間終了後は閲覧できないのか。
- (事務局) 閲覧はできる。コピーは事業者の了解を得ないとできない。
- (委員) 情報公開法では著作権法の除外規定もあるので、情報公開請求があればコピーができる。同意を得るといときに拒否するというのはあるのだろうか。
- (事務局) 拒否された例はある。
- (委員) 情報公開請求されたら公開するのでは。
- (事務局) 情報公開請求されたら仕方ないというのが事業者の考えだと思う。
- (委員) 同意を取ってインターネット公表を実施するのは、多くの自治体で実施していることだろう。同意しない事業者というのはあまり想定されないのではないか。
- 事業者と県の二段構えで両方から公表するというのが現実的なのかと思う。
- 縦覧期間終了後はどうするか。事業者に縦覧期間終了後もインターネット公表を義務付けるのは難しいか。
- (事務局) 難しい。
- (委員) 県で縦覧期間終了後も公表する許諾を得て公表するということか。
- (事務局) はい。
- (委員) 縦覧期間終了後も公表するかについては、一旦、ネットに乗れば、何らかの形でどこかに留め置くのは可能である。また、コピーもインターネットで公表したものをプリントアウトできる。インターネット公表するなら、事業者もかなり覚悟しないといけないと思う。
- (委員) 事業者によっては、印刷できない、改変できないなどガードをかけてくる場合もあると思う。
- (委員) そういうときに、事業者がここは公表を止めて欲しいというところが出てくるのか。
- (委員) 合わせて、ここで貴重種の情報制限もしないといけない。
- (委員) 県が情報源としての役割を担っていないといけないと思う。その中で、貴重種のデータは県の判断で隠す、事業者が公表したくない場合は県が合理性を判断して隠す、やっぱり県が前面に出てやらないといけない。また、住民がアクセスするのも、事業者のホームページを探すよりも県の方がアクセスしやすい。
- (委員) 著作権の制限があるから、確実にインターネット公表するには事業者に義務付けないと難しい。2つ目に、県としても事業者の同意を得たうえで、県のサイトにインターネット公表する。3つ目に、事業者の同意を得たうえで、縦覧期間経過後も公表する、ということか。

あえていうなら、県でインターネット公表するのであれば、事業者でなくてもよいという免除があってもいいのではないか。

(事務局) インターネット公表を事業者に義務付けして、できない事業者が出てくれば、県の協力を得て、県のホームページに掲載する場合もある。

(委員) 今の県の考えだと、条例上は、紙媒体は県、インターネット上は事業者とまでしか書かないということだろう。同意を得て県も公表するというのは、条例上でなく、要綱などで規定する追加的なものということか。

(事務局) はい。

(委員) もう一步、条例上としても県が公表する規定があってもいいと思うのだが。

(事務局) 条例でまず事業者にホームページで公開を義務付けた上で、ただし書きで、県に提供して、県のホームページで公表する場合は事業者としてやらなくていい、といった規定のしかたはあると思う。

(委員) あるいは、事業者がインターネット公表する、県も同意を得てインターネット公表するというのを条例上書く、更に、県は同意を得るように指導する、というのもあるのではないか。そういう方向で整理をしてもらいたい。

(事務局) はい。

(事務局が資料7～8により方法書段階での説明会の開催及び要約書について説明)

(委員) 概要書の説明会は義務化するが、公聴会は手続に要する期間がないという理由でしないということか。

(委員) 現行制度では公聴会は、要求があればするのか。意見があれば必ずするのか。

(事務局) 住民意見書の提出があれば開催するが、意見陳述の申し出を受付ける。

(委員) 公告と説明会の時期の関係は。

(事務局) 公告し、縦覧期間内に説明会を開催しなければならない。

(委員) 事業者が実施する際に、県は説明会の日程などは一切関わらないのか。

(事務局) 日程や開催場所等の届出を県にする。

(委員) 事業者に説明会を義務付けることは、それほど負担にはならないと思う。

(委員) 公聴会を開催しないのは時間がないということだけの問題か。

(事務局) 公聴会は重要な段階で開催するもので、何度も開催するものではないと考えられる。

(委員) 概要書は内容的にもそこまでするものでもないのか。

(委員) わざわざ県として正式に公述人を選んで、意見を聴く機会を設ける必要はないということか。

(事務局が資料9によりその他事項について説明)

(委員) 政令市の直接意見提出について、知事から市長に対し意見を提出することはできないか。

(委員) 市は市で、県は県で別々に事業者に意見を提出するということか。

(委員) 知事から市が意見形成に資する意見を提出するのもいいかと思ったが。県と市の関係もあるだろうから、検討してほしい。

(事務局) 政令市から直接意見が言えるようになったので、県が口を挟むのはどうかと思う。県も意見を提出できるので、別々に事業者に意見を提出することでよいと考える。

(委員) 概要書の名称を方法書にするというのは難しいか。

(委員) 概要書と方法書の内容として性質が異なるからということがある。

(委員) 確かにそうだが、実際はほぼ同じ扱いになっているのではないか。条例は概要書、法は方法書で紛らわしい。

(委員) 前回の意見では、「概要書の要約書」という言葉も誤解を生じないかというのもあった。

今日は時間もないので、その点を踏まえて次回に整理してほしい。

(事務局) 要約した書類であり、「あらまし」など「要約書」という名称を使わなくてもよい。

(委員) 要約は約するということであり、概要を約しているという言葉が悪いというわけでもないように思う。

(委員) 議論も出尽くしたので、次回の議論のために再度整理してほしい。